

(別紙)

○飼料製造業者届等の届出について（昭和 61 年 12 月 3 日付け 61-12 農林水産省畜産局流通飼料課長通知） 一部改正新旧対照表
(下線部は改正箇所)

改正後	改正前
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「規則」という。）第 36 条に定める製造業者の届出については、下記により行うこととしたので、御了知の上、貴都道府県下の飼料製造業者等に周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製造業者等の届出に係る飼料添加物が飼料級抗生物質（<u>アピラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム（その 2）、ナラシン、ノシヘプタイド（その 2）</u>及びフラボフォスフォリポール）である場合には、製造の方法の相違による品質の相違の有無を確認する必要があることから、届出を受理する前に、畜水産安全管理課に連絡されたい。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「規則」という。）第 36 条に定める製造業者の届出については、下記により行うこととしたので、御了知の上、貴都道府県下の飼料製造業者等に周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製造業者等の届出に係る飼料添加物が飼料級抗生物質（<u>亜鉛バシトラシン、エンラマイシン及びフラボフォスフォリポールの一部</u>）である場合には、製造の方法の相違による品質の相違の有無を確認する必要があることから、届出を受理する前に、畜水産安全管理課に連絡されたい。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>